

令和4年度の騒音の状況

1 概要

自動車騒音の状況を把握するため、騒音規制法第18条第1項に基づき市内主要幹線道路の常時監視を行っています。

2 常時監視の対象路線

2車線以上を有する国道、府道、市道（市道については、原則として4車線以上を有する道路）を対象としています。

市内18路線を5年間で調査しており、令和4年度は表1に示す路線を対象に調査を行いました。

表1：調査対象路線一覧

	路線名 [併設道路]	センサス区間番号	騒音調査地点住所
1	府道 大阪中央環状線 [近畿自動車道]	40180 [160・170]	西岩田3丁目3
2	一般国道170号(大阪外環状線)	10890	桜町1
3	一般国道308号 [阪神高速大阪東大阪線]	11420 [5010・5020]	高井田中5丁目3
4	府道 大阪中央環状線(旧)	40340・40350	宝持2丁目6-16
5	府道 大阪東大阪線	41350・41380	若江南町2丁目1-26
6	市道 柳通線	注)	森河内西2丁目1-13
7	市道 太平寺寺前線	注)	太平寺2丁目7-11

注) 道路交通センサスを実施していない道路

3 騒音調査結果

調査地点別の結果は、表2に示すとおりで、調査した7地点のうち、府道大阪中央環状線[近畿自動車道]、一般国道170号(大阪外環状線)、一般国道308号[阪神高速大阪東大阪

線]及び市道太平寺寺前線では昼間・夜間ともに、市道柳通線では昼間のみ、府道大阪東大阪線では夜間のみ、それぞれ環境基準を超過しましたが、府道大阪中央環状線(旧)では昼間・夜間ともに環境基準を満足しました。

表 2：騒音調査結果一覧

	路線名 [併設道路]	調査結果(L _{Aeq}) [dB]		環境基準 [dB]	
		昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}	昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}
1	府道 大阪中央環状線 [近畿自動車道]	71	66	70	65
2	一般国道 170 号(大阪外環状線)	72	68		
3	一般国道 308 号 [阪神高速大阪東大阪線]	72	68		
4	府道 大阪中央環状線(旧)	67	62		
5	府道 大阪東大阪線	68	66		
6	市道 柳通線	62	54	60	55
7	市道 太平寺寺前線	67	62	65	60

注) 昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌 6 時

4 自動車騒音の評価方法

自動車騒音の評価は、面的評価という方法で行います。面的評価とは、評価区間の道路端から 50 メートル以内にあるすべての住居等について、自動車による騒音が環境基準以下である戸数と戸数割合を把握する方法です。

面的評価を行うには、騒音調査のほか道路構造条件や住居の戸数等を把握する必要があり、令和 4 年度は図 1 に示す区間で道路調査及び沿道調査を実施しました。



図 1：評価対象区間

5 面的評価の結果

市域全体（平成 30 年度から令和 4 年度に調査した 18 路線）の面的評価結果は表 3 及び図 2 に示すとおりで、環境基準達成率（昼間・夜間とも環境基準以下であった住居等の割合）は、全体で 95.4%と高い割合を示しました。

近接・非近接空間別では、近接空間で 89.6%、非近接空間で 98.7%であり、近接空間の環境基準達成率が非近接空間よりも低い値となりました。

表 3：面的評価結果

	面的評価結果（戸数） ^{注1)}					面的評価結果（％）				
	評価対象	昼間・夜	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜	評価対象	昼間・夜	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜
	住居等 戸数	間とも基 準値以下	基準値 以下	基準値 以下	間とも基 準値超過	住居等 戸数	間とも基 準値以下	基準値 以下	基準値 以下	間とも基 準値超過
全体	34,684	33,080	232	156	1,216	100.0	95.4	0.7	0.4	3.5
近接空間 ^{注2)}	12,480	11,181	221	79	999	100.0	89.6	1.8	0.6	8.0
非近接空間 ^{注2)}	22,204	21,899	11	77	217	100.0	98.7	0.0	0.3	1.0

注 1) 2つ以上の評価区間が交差する地域の住居等が重複しないようカウントした戸数

注 2) 近接空間とは、面的評価を行う 50m の範囲のうち、2 車線以下の幹線道路の場合は道路端から 15m、2 車線を超える幹線道路の場合は道路端から 20m の範囲のことで、非近接空間とは、50m の評価範囲のうち、近接空間以外の場所のこと

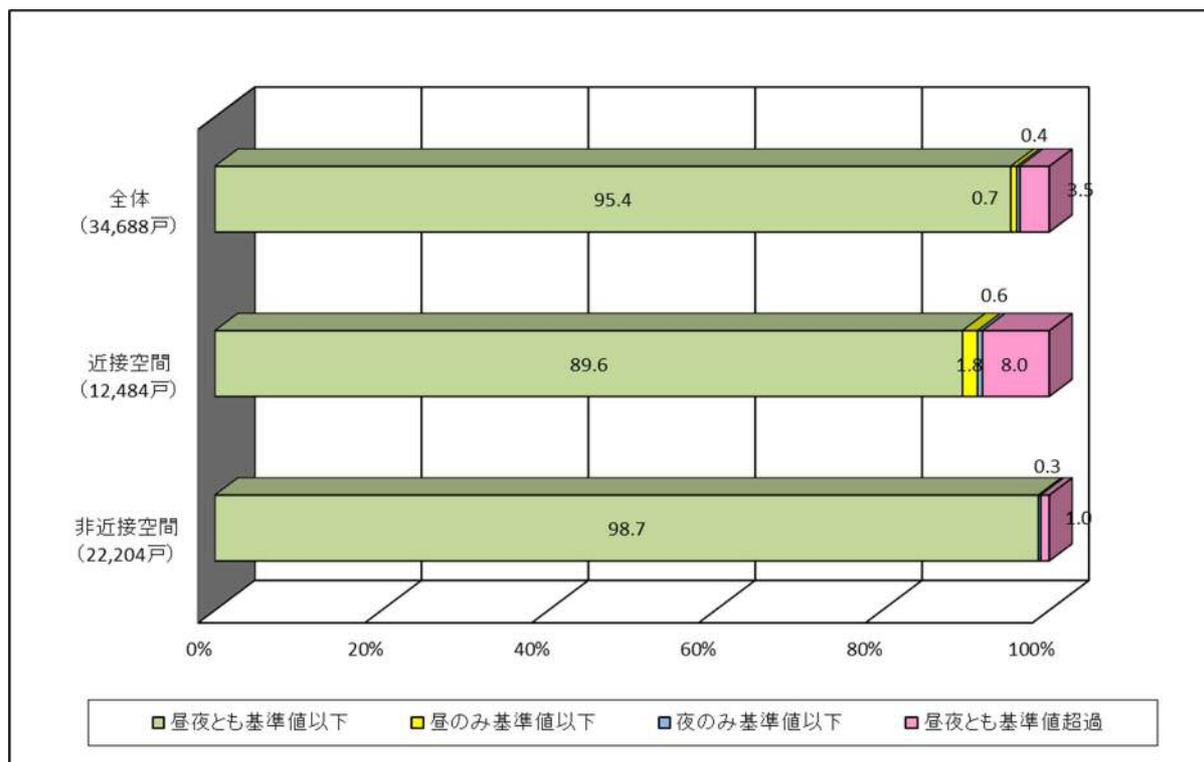


図 2：面的評価結果